

天皇杯授与規程

第1条 天皇杯は、全日本体操競技選手権大会（以下、「大会」という）の男子個人総合選手権優勝者に授与する。

第2条 天皇杯は、大会の開会式に返還し、表彰式で授与する。

第3条 天皇杯は、確実な金庫に保管する。

第4条 天皇杯は破損、紛失は公益財団法人日本体操協会の責任とする。

第5条 天皇杯授与は、大会要項に準じて決定する。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 12 月 9 日 制定